

政令第四百八十号

投資信託及び投資法人に関する法律施行令

内閣は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の規定に基づき、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行令（平成十年政令第三百七十号）の全部を改正するこの政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 投資信託制度（第二条・第五十三条）

第三章 投資法人制度（第五十四条・第九十九条）

第四章 雑則（第一百条・第一百一条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この政令において、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」、「有価証券店頭指数等先渡取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」、「受益証券」、「適格機関投資家私募」、「投資信託委託業」、「投資法人資産運用業」、「投資信託委託業者」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」又は「外国投資者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、受益証券、適格機関投資家私募、投資信託委託業、投資法人資産運用業、投資信託委託業者、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産保管会社、一般事務受託者又は外国投資信託をいい、「信託会社等」とは、法第百三十九条の三に規定する投資法人債

権者をいう。

第二章 投資信託制度

(法第二条第一項等に規定する政令で定める者)

第二条 法第二条第一項及び第三十四条の五第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 投資信託委託業者

二 信託会社等(当該信託会社等が主として有価証券に対する投資として運用する場合(有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行う場合を含む。))を除く。)

三 認可投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号。以下「投資顧問業法」という。))第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業法第二条第三項に規定する投資顧問業者をいう。以下同じ。)

四 外国の法令に準拠して設立され、かつ、外国において外国の法令の規定に基づき投資信託委託業又は投資法人資産運用業に相当する業を営んでいる法人

五 外国の法令に準拠して設立され、かつ、外国において投資顧問業法第三条に規定する投資判断の一任による投資を行う業務を営んでいる法人

(特定資産の範囲)

第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

- 一 有価証券
- 二 有価証券指数等先物取引に係る権利
- 三 有価証券オプション取引に係る権利
- 四 外国市場証券先物取引に係る権利
- 五 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
- 六 有価証券店頭オプション取引に係る権利
- 七 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
- 八 不動産
- 九 不動産の賃借権

十 地上権

十一 金銭債権（第一号、次号及び第十四号に掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。）

十二 約束手形（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第八号に掲げるものを除く。

第十九条第一項第六号及び第三十条第三項第七号において同じ。）

十三 金融先物取引等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第八項に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。）に係る権利

十四 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、総理府令で定めるもの（金融先物取引等を除く。以下「金融デリバティブ取引」という。）に係る権利（第二号から第七号までに掲げるものに該当するものを除く。）

十五 次に掲げるものを信託する信託の受益権（第一号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ 金銭（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に
に限る。）

ロ 有価証券

ハ 金銭債権

二 不動産

ホ 地上権及び土地の賃借権

十六 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「匿名組合出資持分」という。）

十七 金銭の信託の受益権（第一号に掲げるものに該当するものを除く。）であつて、信託財産を主として匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とするもの

（法第二条第二項に規定する政令で定める者）

第四条 法第二条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 信託会社等

二 第二条第一号又は第三号から第五号までに掲げる者

(証券投資信託の範囲)

第五条 法第二条第四項に規定する政令で定める委託者指図型投資信託は、投資信託財産（法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。第四十四条から第四十六条までを除き、以下同じ。）の総額の二分の一を超える額を有価証券に対する投資として運用すること（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。）を目的とする委託者指図型投資信託とする。

(公募の範囲)

第六条 法第二条第十三項に規定する政令で定める場合は、五十人以上の者を相手方とする場合とする。

(適格機関投資家私募の範囲)

第七条 法第二条第十四項に規定する政令で定める場合は、受益証券に、総理府令で定める方式に従い、適格機関投資家（証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。第五十四条において同じ。）に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として総理府令で定める場合とする。

(金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外)

第八条 法第五条の三に規定する政令で定める証券投資信託は、次に掲げるものとする。

一 受益者の請求によりその受益証券を当該証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券(総理府令で定めるものに限る。)と総理府令で定めるところにより交換を行う旨を投資信託約款(法第二十五条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。第四十五条を除き、以下同じ。)に定めた証券投資信託(金銭の信託に限る。)

二 その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする証券投資信託であつて、当該受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券(総理府令で定めるものに限る。)をもつて総理府令で定めるところにより取得させることができる旨を投資信託約款に定めたもの

(法第八条第一項第三号等に規定する政令で定める使用人)

第九条 法第八条第一項第三号及び第九条第二項第六号(同号ホ、ト、チ及び又を除く。)に規定する政令で定める使用人は、法第六条の認可を受けようとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 投資信託財産の運用の指図を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者
- 二 投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関し法第八条第一項第二号の支店その他の営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者

(最低資本の額)

第十条 法第九条第二項第二号に規定する政令で定める金額は、一億円とする。

2 法第八条第一項第一号の資本の額を本邦通貨に換算する場合には、認可申請の時における外国為替相場(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。)によるものとする。

(法第九条第二項第六号ホに規定する政令で定める使用人)

第十一条 法第九条第二項第六号ホに規定する政令で定める使用人は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第九条各号に掲げる者
- 二 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第三百三十三号)第三条

各号に掲げる者

三 信託会社等において信託財産の運用を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者

四 信託の引受けを行う業務に関し銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第八条の支店その他の営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）第十条各号に掲げる者

六 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第三条に規定する者

（法第九条第二項第六号トに規定する政令で定める使用人）

第十二条 法第九条第二項第六号トに規定する政令で定める使用人は、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第三条各号のいずれかに該当する者とする。

（法第九条第二項第六号チに規定する政令で定める使用人）

第十三条 法第九条第二項第六号チに規定する政令で定める使用人は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 投資信託財産の運用の指図を行う部門及びこれに相当する部門を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者
- 二 投資信託委託業又は投資法人資産運用業に相当する業に関し事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者
- 三 信託財産の運用を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者
- 四 信託の引受けを行う業に関し事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者
- 五 投資顧問業（投資顧問業法第二条第二項に規定する投資顧問業をいう。）に相当する業務に関し事務所を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者
- 六 顧客に対する投資顧問契約（投資顧問業法第二条第一項に規定する投資顧問契約をいう。次号において同じ。）に基づく助言の業務に相当する業務の用に供する目的で有価証券の価値等の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者
- 七 顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の業務に相当する業務を行う者

八 商品投資顧問業（商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第七項に規定する商品投資顧問業をいう。）に相当する業に関し事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者

九 不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。以下同じ。）に相当する業に関し事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定める者

（法第九条第二項第六号又の規定する政令で定める使用人）

第十四条 法第九条第二項第六号又の規定する政令で定める使用人は、前条第五号から第七号までのいずれかに該当する者とする。

（受益証券等の預託の受入れの禁止の適用除外）

第十五条 法第十三条の二ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 投資信託委託業者が自ら募集等（法第二十七条に規定する募集等をいう。以下同じ。）を行った受益証券に係る顧客の応募代金若しくは売却代金又は当該受益証券に係る投資信託の解約金、収益金若しく

は償還金の預託を受ける場合

二 投資信託委託業者が募集の取扱いその他政令で定める行為（法第九十六條第二項に規定する募集の取扱いその他政令で定める行為をいう。次号において同じ。）を行った投資口に係る顧客の応募代金若しくは売却代金又は当該投資口の払戻金若しくは分配金若しくは残余財産の分配金の預託を受ける場合

三 投資信託委託業者が募集の取扱いその他政令で定める行為を行った投資法人の投資法人債に係る顧客の応募代金若しくは売却代金又は当該投資法人債に係る利息若しくは償還金の預託を受ける場合

四 投資信託委託業者が法第三十四條の十第三項の認可を受けて宅地建物取引業を営む場合に当該業務に係る顧客から当該業務に係る金銭の預託を受ける場合

2 前項第一号から第三号までに掲げる場合において、投資信託委託業者は、総理府令で定めるところにより、顧客から預託を受けた金銭を、当該投資信託委託業者が投資信託委託業又は投資法人資産運用業を廃止した場合その他投資信託委託業又は投資法人資産運用業を行わないこととなった場合に顧客に返還すべき額に相当する金銭を管理することを目的として、国内において、信託会社等に信託をしなければならぬ。

(法第十五条第一項第一号に規定する政令で定める取引)

第十六条 法第十五条第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 投資信託委託業者が投資信託財産の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行うこと。
- 二 投資信託委託業者が、法第三十四条の十第二項の届出をして不動産の管理業務を営む場合において、投資信託財産の不動産の管理を受託すること。
- 三 投資信託委託業者が、法第三十四条の十第二項の届出をして不動産特定共同事業を営む場合において、次に掲げるすべての場合に該当する場合に投資信託財産の不動産を取得すること。
 - イ 投資信託契約（法第四条に規定する投資信託契約をいう。次条及び第十八条において同じ。）の終了に伴うものである場合
 - ロ 不動産が不動産特定共同事業契約（不動産特定共同事業法第二条第三項第二号に規定する不動産特定共同事業契約をいう。以下同じ。）に係る不動産取引の目的である場合
- 四 投資信託委託業者が、法第三十四条の十第三項の認可を受けて証券業を営む場合において、投資信託財産に係る次に掲げる取引の取次ぎを行うこと。

- イ 有価証券の売買
- ロ 有価証券指数等先物取引
- ハ 有価証券オプション取引
- ニ 外国市場証券先物取引
- ホ 有価証券店頭指数等先渡取引
- ヘ 有価証券店頭オプション取引
- ト 有価証券店頭指数等スワップ取引
- 五 投資信託委託業者が、法第三十四条の十第三項の認可を受けて金融先物取引業（金融先物取引法第二条第九項に規定する金融先物取引業をいう。以下同じ。）を営む場合において、投資信託財産に係る金融先物取引等の取次ぎを行うこと。
- 六 受益者の保護に欠けるおそれのない場合として総理府令で定める場合に、投資信託委託業者が投資信託財産の不動産を賃借すること。
- 七 個別の取引ごとにすべての受益者の同意を得て行う取引

八 その他受益者の保護に欠けるおそれのないものとして金融再生委員会の承認を受けて行う取引

(法第十五条第一項第二号に規定する政令で定める取引)

第十七条 法第十五条第一項第二号に規定する取引は、次に掲げる取引とする。

一 次に掲げる要件のすべてを満たす取引

イ 次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

(1) 投資信託契約の終了に伴うものである場合

(2) 投資信託契約の一部解約に伴う解約金の支払に必ずるために行うものである場合

(3) 法令の規定又は投資信託約款に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合

(4) 投資信託財産相互間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合

ロ 有価証券の売買その他の総理府令で定める取引であつて、総理府令で定めるところにより公正な価額により行うものであること。

二 個別の取引ごとに双方の投資信託財産に係るすべての受益者の同意を得て行う取引

三 その他受益者の保護に欠けるおそれのないものとして金融再生委員会の承認を受けて行う取引

(法第十五条第一項第三号に規定する政令で定める取引)

第十八条 法第十五条第一項第三号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 投資信託財産について、次に掲げる要件のすべてを満たす取引

イ 次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

(1) 投資信託契約の終了に伴うものである場合

(2) 投資信託契約の一部解約に伴う解約金の支払に必ずるために行うものである場合

(3) 法令の規定又は投資信託約款に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合

(4) 投資法人との間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合

ロ 有価証券の売買その他の総理府令で定める取引であつて、総理府令で定めるところにより公正な価額により行うものであること。

二 投資法人について、次に掲げる要件のすべてを満たす取引

イ 次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

(1) 資産運用委託契約（法第八条第二項に規定する資産運用委託契約をいう。以下同じ。）の終了に伴うものである場合

(2) 投資口の払戻しに伴う払戻金の支払に応ずるために行うものである場合

(3) その資産について、法令の規定又は規約に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合

(4) 投資信託財産との間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合

ロ 有価証券の売買その他の総理府令で定める取引であつて、総理府令で定めるところにより公正な価額により行うものであること。

三 個別の取引ごとにすべての受益者及びすべての投資主の同意を得て行う取引

四 その他受益者及び投資主の保護に欠けるおそれのないものとして金融再生委員会の承認を受けて行う

取引

（法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産等）

第十九条 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一 オプション（証券取引法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。）と類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るもの

二 不動産

三 不動産の賃借権

四 地上権

五 金銭債権

六 約束手形

七 金融オプション（金融先物取引法第二条第四項第三号に規定する金融オプションをいう。次号において同じ。）

八 金融オプションと類似の権利であつて海外金融先物市場（金融先物取引法第二条第八項に規定する海外金融先物市場をいう。）において行われる金融先物取引と類似の取引に係るもの

九 第三条第十五号及び第十七号に掲げる信託の受益権（第三十条第三項第九号において「信託受益権」

という。)

十 匿名組合出資持分

十一 その他総理府令で定めるもの

2 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める指数又は数値は、次に掲げるものとする。

一 有価証券指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るもの

二 有価証券店頭指数(証券取引法第二条第十八項に規定する有価証券店頭指数をいう。)

三 金融指標(金融先物取引法第二条第三項に規定する金融指標をいう。)

四 その他総理府令で定めるもの

(投資信託委託業者の利害関係人等の範囲)

第二十条 法第十五条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 投資信託委託業者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条及び第四十七条において同じ。)の名義

をもって所有している当該投資信託委託業者の株式（議決権のあるものに限る。以下この条及び第四十七条において同じ。）の数又は出資（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の額の合計が、当該投資信託委託業者の発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この条及び第四十七条において同じ。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること（(1)に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該信託会社等に指図することができ、きるものに限る。）を含まないものとする。）。

(1) 当該者

(2) 当該者が法人その他の団体（以下この条及び第四十七条において「法人等」という。）である場合におけるその役員（取締役若しくは監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条及び第四十七条において同じ。）及び主要株主（発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している株主又は出資者をいう。以下この条及び第四十七条において同じ。）

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条、第四十七条及び第九十七条において同じ。）

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として総理府令で定めるものを含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として総理府令で定めるものを含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）及びその役員

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であった者（役員でなくなった日から

二年を経過するまでの者に限る。以下この条及び第四十七条において同じ。）、使用人及び使用人であつた者（使用人でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条及び第四十七条において同じ。）が、当該投資信託委託業者の取締役（これに類する役職にある者を含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

二 投資信託委託業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

- (1) 当該投資信託委託業者
- (2) 当該投資信託委託業者の役員及び主要株主
- (3) (2)に掲げる者の親族
- (4) 当該投資信託委託業者の主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の關係親法人等及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びに当該投資信託委託業者の役員であつた者、使用人及び使用人であつた者が、当該法人等の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

三 投資信託委託業者が発行する委託者指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等（法第三十四条第一項に規定する募集の取扱い等をいう。以下同じ。）を行う者のうち、当該募集の取扱い等を行う受益証券に係る委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額として総理府令で定めるところにより計算した額が当該投資信託委託業者が設定する委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額として総理府令で定めるところにより計算した額の百分の五十を超える者

四 投資信託委託業者が資産の運用を行う投資法人の投資口又は投資法人債の募集の取扱い等を行う者のうち、当該募集の取扱い等を行う投資口又は投資法人債の合計額として総理府令で定めるところにより計算した額が当該投資法人が発行を行う投資口又は投資法人債の合計額として総理府令で定めるところ

により計算した額の百分の五十を超える者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として総理府令で定める者

(法第十五条第二項第三号二等に規定する政令で定める者)

第二十一条 法第十五条第二項第三号二、第三十四条の三第二項第三号二及び第四十九条の九第二項第三号

二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行

二 農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第二号の事業を行うものに限る。)

四 業として資金の貸付けをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工工業協同組合、水産加工工業協同組合連合会

五 保険会社及び保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第七項に規定する外国保険会社等

六 貸金業者(貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸

金業者をいう。)

七 金融先物取引業者(金融先物取引法第二条第十項に規定する金融先物取引業者をいう。)

(特定資産の価格を調査する者)

第二十二條 法第十六條の二第一項に規定する政令で定める者は、受託会社の利害関係人等(法第四十九條の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。第五十二條において同じ。)以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 弁護士であつて次に掲げる者以外のもの

イ 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員

ロ 法第十六條の二第二項の規定により鑑定評価を行う者

ハ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

二 公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六條の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

- (1) 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員
 - (2) 法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者
 - (3) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- 監査法人にあつては、次に掲げる者
- (1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの
 - (2) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
- 三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産（法第十六条の二第一項に規定する特定資産をいう。以下次号、第三十四条第三号、第四号、第四十九条第一項第三号及び第四号において同じ。）が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下この号、第三十四条第三号及び第四十九条第一項第三号において同じ。）及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）
- イ 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員
 - 法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者

八 不動産の鑑定評価を行うことを禁止する処分を受け、その禁止の期間を経過しない者

四 前三号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として総理府令で定めるものの

(法第二十二條第一項に規定する政令で定める者)

第二十三條 法第二十二條第一項に規定する政令で定める者は、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。)第二十六條に規定する優先出資社員とする。

(法第二十二條第一項に規定する政令で定める権利)

第二十四條 法第二十二條第一項に規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一 法第二百二十三條第一項において準用する商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ十五第一項の規定に基づく権利その他これに準ずる投資主の権利で総理府令で定めるもの

二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第六条及び第十四條において準用する商法第二百八十条ノ十五第一項の規定に基づく権利その他これに準ずる優先出資者の権利で総理府令で定めるもの

三 資産流動化法第四十九条において準用する商法第二百八十条ノ十五第一項の規定に基づく権利その他これに準ずる優先出資社員の権利で総理府令で定めるもの

(法第二十二條第二項に規定する政令で定める権利)

第二十五条 法第二十二條第二項に規定する政令で定める権利は、資産流動化法第二條第五項に規定する優先出資に係る権利とする。

(法第二十二條第二項に規定する政令で定める規定)

第二十六条 法第二十二條第二項に規定する政令で定める規定は、資産流動化法第六十二條とする。

(投資信託約款の内容を記載した書面の交付をしないことができる場合)

第二十七条 法第二十六條第二項(法第四十九條の十一及び第五十九條において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募により行われる場合
- 二 受益証券を取得しようとする者が現に当該受益証券に係る委託者指図型投資信託(法第四十九條の十において準用する場合にあつては委託者非指図型投資信託、法第五十九條において準用する場合にあ

つては外国投資信託)の受益証券を所有している場合

(投資信託委託業者が行う受益証券の募集等の範囲)

第二十八条 法第二十七条に規定する政令で定める行為は、投資信託委託業者が募集(証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。第五十条において同じ。)又は私募(証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。第五十条において同じ。)を行った委託者指図型投資信託の受益証券の転売を目的としない買取りその他これに類する行為とする。

(投資信託委託業者が行う受益証券の募集等に関し証券取引法を準用する場合の読替え)

第二十九条 法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者又はその役員若しくは使用人について証券取引法第三十三条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号並びに第四十五条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第三十三条	業務	受益証券の募集等の業務
第四十二条第一項（第二号から第四号まで、第七号及び第八号を除く。）	第三十四条第二項第一号 証券業 有価証券の売買その他の取引 又は有価証券オプション取引 若しくは有価証券店頭オプション取引 ヨン取引	投資信託及び投資法人に関する法律第三十条の十第一項第一号 受益証券の募集等の業務
有価証券の価格又はオプションの対価の額	受益証券の募集等に係る取引 受益証券の価格	
有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」	受益証券の募集等に係る取引	

<p>という。)を受けることをいう。以下同じ。) 、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその受託等</p>	<p>売買の別(有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、売買の別に相当するものとして総理府令で定める事項。次号において同じ。)</p>
	<p>売買の別又はこれに相当する取引の別</p>

<p>有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引</p>	<p>受益証券の募集等に係る取引</p>
<p>この号、次条第一項第一号及び第四十七条第三項</p>	<p>この号</p>
<p>売買の別、 有価証券の売買その他の取引 又は有価証券指数等先物取引 等（有価証券指数等先物取引 又はこれに係る第二条第八項 第二号若しくは第三号に掲げ る行為をいう。以下同じ。） 、有価証券オプション取引等 （有価証券オプション取引又</p>	<p>売買の別又はこれに相当する取引の別、 受益証券の募集等に係る取引</p>

		第四十五条	
親法人等又は子法人等が	為	引	等
親法人等又は子法人等が	第二条第八項各号に掲げる行為	有価証券店頭デリバティブ取引	はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引
利害関係人等が	受益証券の募集等	る取引	利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等である法人その他の団体をいう。以下同じ。）と受益証券の募集等に係る取引

	証券業
	投資信託委託業

2 法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者について証券取引法第四十一条、第四十二条の二第一項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	当該受益証券の募集等に係る取引
第四十二条の二第一項	有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買そ	受益証券の募集等に係る取引

<p>他の政令で定める取引を除く。又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）</p>	<p>有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価</p>
	<p>受益証券</p>

<p>第四十二條の二第三項</p>						
<p>をいう。以下この条及び第五</p>	<p>有価証券等について</p>	<p>等 有価証券の売買その他の取引</p>	<p>六項 この条及び第六十五條の二第</p>	<p>頭デリバティブ取引 証券先物取引又は有価証券店 有価証券の売買等、外国市場</p>	<p>信託会社等</p>	<p>証券等」という。）</p>
<p>をいう</p>	<p>受益証券について</p>	<p>受益証券の募集等に係る取引</p>	<p>この条</p>	<p>受益証券の募集等に係る取引</p>	<p>（第一条第一項の認可を受けた金融機関 信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等 に関する法律（昭和十八年法律第四十三号</p>	

	<p>第十一条第二項において同じ</p>	
<p>第四十三条</p>	<p>業務</p> <p>有価証券の買付け若しくは売却若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等</p>	<p>受益証券の募集等の業務</p> <p>受益証券の募集等に係る取引</p>

3 法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集

等を行う場合における当該投資信託委託業者の顧客について証券取引法第四十二条の二第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える証券取引法の</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
--------------------	------------------	----------------

規定	第四十二条の二第二項	有価証券の売買その他の取引等	受益証券の募集等に係る取引
	前項第一号	投資信託及び投資法人に関する法律第二十七條において準用する前項第一号	
	前項第二号	投資信託及び投資法人に関する法律第二十七條において準用する前項第二号	
第四十二条の二第四項	約束が事故	約束が事故（投資信託及び投資法人に関する法律第二十七條において準用する前項に規定する事故をいう。以下この項において同じ。）	

(法第二十八条第一項本文及びただし書に規定する政令で定める者等)

第三十条 法第二十八条第一項本文及びただし書に規定する政令で定める者は、投資信託委託業者が資産の運用を行う投資法人であつて、同項第一号の特定資産と同種の資産を投資の対象とするものとする。

2 法第二十八条第一項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該投資信託委託業者又はその取締役
 - 二 運用の指図を行う他の投資信託財産
 - 三 資産の運用を行う投資法人
 - 四 利害関係人等(法第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。第三十六条において同じ。)
 - 五 投資信託委託業及び投資法人資産運用業以外の業務の顧客であつて総理府令で定めるもの
- 3 法第二十八条第一項第一号(法第四十九条の十一において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。
- 一 有価証券(総理府令で定めるものに限る。)の取得及び譲渡並びに貸借

- 二 有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等スワップ取引
 - 三 不動産の取得及び譲渡、賃貸借並びに管理の委託及び受託
 - 四 不動産の賃借権の取得及び譲渡
 - 五 地上権の取得及び譲渡
 - 六 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの及び銀行その他総理府令で定める金融機関への預金若しくは貯金又は郵便貯金に係るものを除く。）の取得及び譲渡
 - 七 約束手形の取得及び譲渡
 - 八 金融デリバティブ取引
 - 九 信託受益権（信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権を除く。）の取得及び譲渡
 - 十 匿名組合出資持分の取得及び譲渡
- 4 法第二十八条第一項第二号（法第四十九条の十一において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、前項第三号から第五号までに掲げる取引とする。

(受益証券の買取りに関する読替え)

第三十一条 法第三十条の二第二項の規定において受益証券の買取りについて商法第二百四十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句			読み替える字句		
第二百四十五条ノ三第二項	株式	株主	株主	受益証券	受益者	受益者
第二百四十五条ノ三第三項		株主	会社		受益者	受益者
第二百四十五条ノ三第四項	会社			受託会社		受託会社
第二百四十五条ノ三第五項	株式			受益証券		受益証券

項	第二百四十五条ノ四	株券	受益証券
	株主	受益者	
	会社	投資信託委託業者	

2 法第三十条の二第二項の規定において受益証券の買取りについて非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百二十六条第一項及び第三百二十二条ノ六の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定	読み替える非訟事件手続	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十六条第一項	商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十条第三項、第七十八條、第二百四十五条ノ四第一項、第二	投資信託及び投資法人に関する法律第三十条の二第二項ニ於テ準用スル商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十五条ノ三第三項	

百十七条第二項、第二百三十七
七条第二項、第二百四十五
ノ三第三項、第二百四十六
第二項、第二百五十八第二
項、第二百六十三第四項、
第二百八十條ノ八第三項、第
二百八十條ノ十八第二項及ビ
第二百八十二條第三項、其準
用規定、同法第一百五十三條第
二項、第七十三條第一項、
第八十一條第一項、第二百
三十七條ノ二、第二百六十條
ノ四第四項、第二百八十條ノ

<p>会社（親会社）（商法第二百十</p>	<p>八第一項、第二百九十一条第二項、第二百九十三条ノ八第一項及ビ第二百九十四条、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第八条第一項但書、第十二条ノ二第一項、第二十八条ノ二第一項、第四十四条ノ三第一項、第四十五条及ビ第五十二条ノ三第一項並ニ株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十二条第七項</p>
<p>受託会社</p>	

	<p>一条ノ二第一項（有限会社法第二十四条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ニ規定スル親会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ株主又ハ社員ガ子会社（商法第二百十一条ノ二第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ書類ニ付キ申請ヲ為シタルトキハ子会社）</p>	
<p>第三百三十二条ノ六第一項</p>	<p>商法第二百四十五条ノ三第三項（同法第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項（</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第三十条ノ二第二項ニ於テ準用スル商法第二百四十五条ノ三第三項</p>

	<p>同法第三百七十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百五十八条第七項、第四百八条ノ三第二項及ビ第四百十三条ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p> <p>同法第二百四十五条ノ三第三項</p>	
<p>第三百二十二条ノ六第二項</p>	<p>株主</p>	<p>受益者</p>

（法第三十四条第一項に規定する政令で定める行為）

第三十二条 法第三十四条第一項に規定する政令で定める行為は、募集等、証券取引法第二条第八項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる行為その他これらに類する行為とする。

(法第三十四条の三第一項第五号に規定する政令で定める取引)

第三十三条 法第三十四条の三第一項第五号に規定する取引は、次に掲げる取引とする。

一 次に掲げる要件のすべてを満たす取引

イ 次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

(1) 資産運用委託契約の終了に伴うものである場合

(2) 投資口の払戻しに伴う払戻金の支払に應ずるために行うものである場合

(3) その資産について、法令の規定又は規約に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合

(4) 投資法人相互間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合

ロ 有価証券の売買その他の総理府令で定める取引であつて、総理府令で定めるところにより公正な価額により行うものであること。

二 個別の取引ごとに双方の投資法人のすべての投資主の同意を得て行う取引

三 その他投資主の保護に欠けるおそれのないものとして金融再生委員会の承認を受けて行う取引

(特定資産の価格を調査する者)

第三十四条 法第三十四条の四第一項に規定する政令で定める者は、資産保管会社の利害関係人等(資産保管会社の過半数の株式を所有していることその他の当該資産保管会社と密接な関係を有する者として総理府令で定める者をいう。)以外の者であつて、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士であつて次に掲げる者以外のもの
 - イ 当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管会社の役員
 - ロ 法第三十四条の四において準用する法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者
 - ハ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
 - ニ 公認会計士又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの
 - イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者
- (1) 当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管会社の役員
 - (2) 法第三十四条の四において準用する法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者
 - (3) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(2) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管会社の役員

ロ 法第三十四条の四において準用する法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者

ハ 不動産の鑑定評価を行うことを禁止する処分を受け、その禁止の期間を経過しない者

四 前三号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として総理府令で定めるものの

（法第三十四条の六第一項第一号に規定する政令で定める取引等）

第三十五条 法第三十四条の六第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の取得及び譲渡並びに貸借

- 二 有価証券指数等先物取引
- 三 有価証券オプション取引
- 四 外国市場証券先物取引
- 五 有価証券店頭指数等先渡取引
- 六 有価証券店頭オプション取引
- 七 有価証券店頭指数等スワップ取引
- 八 金融先物取引等
- 九 金融デリバティブ取引
- 2 法第三十四条の六第一項第三号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。
 - 一 不動産の取得及び譲渡
 - 二 不動産の賃貸借
 - 三 不動産の管理の委託及び受託
- 3 法第三十四条の六第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該投資信託委託業者が自己の計算で行った不動産の賃借権の取得又は譲渡の有無及びその取得又は譲渡の別その他総理府令で定める事項（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に不動産の賃借権が含まれる場合に限る。）

二 当該投資信託委託業者が自己の計算で行った地上権の取得又は譲渡の有無及びその取得又は譲渡の別その他総理府令で定める事項（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に地上権が含まれる場合に限る。）

（法第三十四条の六第二項に規定するその他の政令で定める者等）

第三十六条 法第三十四条の六第二項に規定するその他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該投資信託委託業者又はその取締役
- 二 資産の運用を行う他の投資法人
- 三 運用の指図を行う投資信託財産
- 四 利害関係人等
- 五 投資信託委託業及び投資法人資産運用業以外の業務の顧客であつて総理府令で定める者

- 2 法第三十四条の六第二項に規定する政令で定める取引は、第三十条第三項各号に掲げる取引とする。
- 3 法第三十四条の六第二項に規定するその他政令で定める者は、投資信託委託業者が運用の指図を行う投資信託財産（同項に規定する特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限る。）に係るすべての受益者とする。

（投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任に関する読替え）

第三十七条 法第三十四条の八第三項の規定において投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十六条第五項	総株主	総投資主
第二百六十七条第一項	株式	投資口
	株主	投資主
	会社	投資法人
第二百六十七条第二項及	会社	投資法人

項	第二百六十八條ノ三第一	株主	投資主
項	第二百六十八條ノ二第三	株主	投資主
項	第二百六十八條ノ二第一項及び第二項	株主	投資主
項	第二百六十八條ノ二第一項及び第二項並びに第二百六十八條ノ二第一項及び第二項	株主	投資主
項	第二百六十七條第五項	株主	投資主
項	第二百六十八條第二項及び第三項並びに第二百六十八條ノ二第一項及び第二項	株主	投資主
項	第二百六十八條ノ三第一	株主	投資主

(法第三十四條の十第一項第四号に規定する政令で定める業務)

第三十八條 法第三十四條の十第一項第四号に規定する政令で定める業務は、特定資産（法第二條第一項に規定する特定資産をいい、第三條第一号から第七号までに掲げるものを除く。）に係る投資に関し助言を

行う業務とする。

(法第三十四条の十第三項第三号に規定する政令で定める業務)

第三十九条 法第三十四条の十第三項第三号に規定する政令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 不動産の管理業務(投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うものを除く。)

二 金融先物取引業

(法第三十四条の十三第一号等に規定する政令で定める使用人)

第四十条 法第三十四条の十三第一号及び第三十四条の十五第一号に規定する政令で定める使用人は、その証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下同じ。)のために証券取引法第六十四条第一項各号(外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。)に掲げる行為を行う使用人とする。

(法第三十四条の十三第一号等に規定する政令で定める資産等)

第四十一条 法第三十四条の十三第一号及び第三十四条の十五第一号に規定する政令で定める資産は、第十

九条第一項第一号に掲げるものとする。

2 法第三十四条の十三第一号及び第三十四条の十五第一号に規定する政令で定める指数又は数値は、第九条第二項第一号及び第二号に掲げるものとする。

(外国法人である投資信託委託業者の営業報告書の提出期限に関する特例)

第四十二条 法第四十六条第二項の規定による外国の法令に準拠して設立された法人である投資信託委託業者が投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営む場合における当該法人(次条において「外国法人である投資信託委託業者」という。)に対する法第三十七条第一項の規定の適用については、「営業報告書」とあるのは「国内における営業所に係る営業報告書」と、「三月」とあるのは「六月(その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、営業報告書をその営業年度経過後六月以内に提出できないと認められる場合には、総理府令で定めるところにより、金融再生委員会の承認を受けた期間)」とする。

(外国法人である投資信託委託業者に関する読替え)

第四十三条 法第四十六条第二項の規定による外国法人である投資信託委託業者に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第一項	認可申請者 その者の当該業務	認可申請者及びその国内における営業所 当該認可申請者及びその国内における営業所の業務
第十一条第一項	本店、支店その他の営業所	国内における営業所
第十三条	常務に従事する取締役	商法第四百七十九条第一項に規定する代表者（以下単に「代表者」という。）及び国内における営業所に駐在する取締役（以下単に「取締役」という。）
第十三条の二	顧客	国内における営業所の業務に係る顧客
第十五条第一項及び第二十八条第一項	取締役	代表者若しくは取締役
第三十四条の十一第一項	他の業務	国内における営業所において他の業務

第四十二条第一項	取締役若しくは監査役	代表者若しくは取締役
第四十二条第二項	取締役又は監査役の解任 取締役若しくは監査役	代表者の解任又は取締役の解職 代表者若しくは取締役

2 外国法人である投資信託委託業者に対する第九条第二号の規定の適用については、同号中「支店その他の営業所」とあるのは、「国内における営業所」とする。

(法第四十九条の九第一項第一号に規定する政令で定める取引)

第四十四条 法第四十九条の九第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 信託会社等が投資信託財産（法第四十九条の三に規定する投資信託財産をいう。第四十六条までにおいて同じ。）の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行うこと。

二 信託会社等が投資信託財産の不動産の管理を受託すること。

三 信託会社等が、不動産特定共同事業を営む場合において、次に掲げるすべての場合に該当する場合に投資信託財産の不動産を取得すること。

イ 投資信託契約（法第四十九条の二第一項に規定する投資信託契約をいう。次条において同じ。）の

終了に伴うものである場合

ロ 不動産が不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的である場合

四 信託会社等が、金融先物取引業を営む場合において、投資信託財産に係る金融先物取引等の取次ぎを行うこと。

五 信託会社等が、登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。）である場合において、投資信託財産に係る次に掲げる取引の取次ぎを行うこと。

イ 有価証券の売買

ロ 有価証券指数等先物取引

ハ 有価証券オプション取引

ニ 外国市場証券先物取引

ホ 有価証券店頭指数等先渡取引

ヘ 有価証券店頭オプション取引

ト 有価証券店頭指数等スワップ取引

六 受益者の保護に欠けるおそれのない場合として総理府令で定める場合に、信託会社等が投資信託財産の不動産を賃借すること。

七 個別の取引ごとにすべての受益者の同意を得て行う取引

八 その他受益者の保護に欠けるおそれのないものとして金融再生委員会の承認を受けて行う取引

(法第四十九条の九第一項第二号に規定する政令で定める取引)

第四十五条 法第四十九条の九第一項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる要件のすべてを満たす取引

イ 投資信託財産について、次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

(1) 投資信託契約の終了に伴うものである場合

(2) 投資信託契約の一部解約に伴う解約金の支払に応ずるために行うものである場合

(3) 法令の規定又は投資信託約款（法第四十九条の四第一項に規定する委託者非指図型投資信託約款

をいう。）に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合

(4) 他の信託財産との間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合

□ 有価証券の売買その他の総理府令で定める取引であつて、総理府令で定めるところにより公正な価額により行うものであること。

二 個別の取引ごとに双方の信託財産に係るすべての受益者の同意を得て行う取引

三 その他受益者の保護に欠けるおそれのないものとして金融再生委員会の承認を受けて行う取引

(法第四十九条の九第一項第五号に規定する政令で定める取引)

第四十六条 法第四十九条の九第一項第五号に規定する取引は、次に掲げる取引とする。

一 投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引

二 投資信託財産の運用の方針、投資信託財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引

(信託会社等の利害関係人等の範囲)

第四十七条 法第四十九条の九第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 信託会社等の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該信託会社等の株式の数の合計が、当該信託会社等の発行済株式の総数の百分の五十を超えていること（①に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含まないものとする。）。

(1) 当該者

(2) 当該者が法人等である場合におけるその役員及び主要株主

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式

又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者、使用人及び使用人であつた者が、当該信託会社等の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

二 信託会社等によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもつて所有している当該法人等の株式の数又は出資の額の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること(1)の者にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。)を含まないものとする。)

- (1) 当該信託会社等
- (2) 当該信託会社等の役員及び主要株主
- (3) 当該信託会社等の親族
- (4) 当該信託会社等の主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法

人等及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式

又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びに当該信託会社等の役員であった者、使用人及び使用人であった者

が、当該法人等の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

三 信託会社等が発行する委託者非指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行う者のうち、当該募集等の取扱い等を行う受益証券に係る委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額として総理府令で定めるところにより計算した額が当該信託会社等が設定する委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額として総理府令で定めるところにより計算した額の百分の五十を超える者

四 前三号に掲げる者に準ずる者として総理府令で定める者

(委託者非指図型投資信託に関する読替え)

第四十八条 法第四十九条の十一の規定において委託者非指図型投資信託について法第三十四条第一項の規

定を準用する場合における同条の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条第一項	投資信託委託業者	信託会社等
	第十七条第一項の規定により委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者	第四十九条の十第一項の規定により委託を受けた第二条第二項に規定する政令で定める者

(特定資産の価格を調査する者)

第四十九条 法第四十九条の十一において準用する法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 当該受託会社の役員
- ロ 法第四十九条の十一において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者
- ハ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

二 公認会計士又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該受託会社の役員

(2) 法第四十九条の十一において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者

(3) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(2) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該受託会社の役員

ロ 法第四十九条の十一において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者

ハ 不動産の鑑定評価を行うことを禁止する処分を受け、その禁止の期間を経過しない者

四 前三号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として総理府令で定めるものの

2 法第四十九条の十一の規定において委託者非指図型投資信託について法第十六条の二第一項を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十六条の二第一項	投資信託委託業者、その利害関係人等及び受託会社	信託会社等及びその利害関係人等（法第四十九条の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。）

（法第四十九条の十一において準用する法第二十七条に規定する政令で定める行為）

第五十条 法第四十九条の十一において準用する法第二十七条に規定する政令で定める行為は、信託会社等が募集又は私募を行った委託者非指図型投資信託の受益証券の転売を目的としない買取りその他これに類する行為とする。

（法第四十九条の十一において準用する法第二十七条において準用する証券取引法の読替え）

第五十一条 法第四十九条の十一の規定において信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第一号及び第四十五条第一号の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える証券取引法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第四十二条第一項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第三十四条の十第一項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者</p>	<p>投資者</p>
<p>第四十五条第一号</p>	<p>第十五条第二項第一号</p>	<p>第四十九条の九第二項第一号</p>

(法第四十九条の十一において準用する法第二十八条第一項第一号に規定する政令で定める者)

第五十二条 法第四十九条の十一において準用する法第二十八条第一項第一号に規定する政令で定める者は

、次に掲げる者とする。

- 一 当該信託会社等又はその取締役
- 二 運用を行う他の信託財産
- 三 利害関係人等
- 四 信託会社等が営む他の業務に係る顧客であつて総理府令で定める者

(外国投資信託に関する読替え)

第五十二条 法第五十九条の規定において外国投資信託について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十六条第二項	投資信託契約に係る受益証券	外国投資信託（国内において募集の取扱い等が行われるものに限る。以下同じ。）に係る受益証券
	投資信託契約に係る投資信託	外国投資信託契約に係る投資信託約款又は

(設立企画人の範囲等)

第三章 投資法人制度

第三十三條	その運用の指図を行う			約款
	投資信託財産について			これに類するもの（以下「外国投資信託約款等」という。）
	取得の申込みの勧誘			
	投資信託約款			
第三十一條及び第三十二條第一項	投資信託契約			当該外国投資信託約款等
第二十九條並びに第三十條第一項及び第六項	投資信託約款			当該外国投資信託約款等
	外国投資信託の信託契約			外国投資信託約款等
	当該外国投資信託の			外国投資信託約款等
	当該投資信託財産について			外国投資信託約款等
	国内における取得の申込みの勧誘			
	外国投資信託約款等			

第五十四条 法第六十六条第二項第二号に規定する政令で定める事務は、設立しようとする投資法人が主として投資の対象とする特定資産と同種の資産に対し、他人の資産を投資として運用する事務とする。

2 法第六十六条第二項第二号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 信託会社等

二 法第六十六条第二項第一号又は前号に掲げる者の役員若しくは使用人又はこれらの者であつたもので、前項の事務に従事した期間が五年以上であるもの（設立企画人（法第六十六条に規定する設立企画人をいう。以下同じ。）となる日において当該事務に現に従事していない者については、当該事務に従事しないこととなつた日から三年を経過していない者に限る。次号において同じ。）

三 適格機関投資家又は有価証券報告書（証券取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。）を金融再生委員会に提出している会社でその資本の額が百億円以上である会社（以下「適格機関投資家等」という。）の役員若しくは使用人又はこれらの者であつたもので、前項の事務に従事した期間が五年以上であるもの

四 前三号に掲げるもののほか、前項の事務について知識及び経験を有する者として総理府令で定めるも

の

(最低純資産額)

第五十五条 法第六十七条第四項に規定する政令で定める額は、五千万円とする。

(成立時の出資総額)

第五十六条 法第六十八条第二項に規定する政令で定める額は、一億円とする。

(払込取扱機関の範囲)

第五十七条 法第七十一条第三項に規定する政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一 銀行

二 信託会社

三 農林中央金庫及び商工組合中央金庫

四 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び協同組合連合会(中小企

業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行うものに限る。)

五 業として貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業

協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

六 証券会社

(設立の際の投資口の申込み等に関する読替え)

第五十八条 法第七十一条第六項の規定において設立企画人について商法第七十五条第四項及び第七十九条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

		読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
		第七十五条第四項	株式申込証	投資口申込証
		第七十九条第一項	株式引受人	投資法人が設立ノ際ニ発行スル投資口ノ引受ヲ為シタル者
		第七十九条第二項	株式引受人	投資法人が設立ノ際ニ発行スル投資口ノ引受ヲ為シタル者
株主	株式ニ			投資口ニ
				投資主

第七十九条第三項	株式引受人	投資法人が設立ノ際ニ発行スル投資口ノ引受ヲ為シタル者
----------	-------	----------------------------

2 法第七十一条第六項の規定において投資法人が設立の際に発行する投資口について商法第七十六条及び第九十一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十六条	発起人	設立企画人
第九十一条	株式申込証	投資口申込証

3 法第七十一条第六項の規定において投資法人が設立の際に発行する投資口の発行価額の払込みについて商法第七十七条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十七条第二項	株式申込証	投資口申込証

4 法第七十一条第六項の規定において同条第二項第五号の払込取扱機関について商法第八十九条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十九条第一項	発起人又ハ取締役	設立企画人又ハ執行役員
第八十九条第二項	会社ニ	投資法人ニ

5 法第七十一条第六項の規定において設立企画人並びに投資法人の成立当時の執行役員及び監督役員について商法第九十二条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十二条第一項及び第二項	会社 株式	投資法人 投資口
第九十二条第三項	株式	投資口

(投資法人の設立等に関する読替え)

第五十九条 法第七十二条第四項の規定において投資法人の創立總會について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一百八十条第二項	株式引受人	投資法人が設立ノ際ニ発行スル投資口ノ引受ヲ為シタル者
	株式ノ総数	投資口ノ総口数
第一百八十七条第一項	定款	規約
第二百三十二条第一項	各株主	各投資口ノ引受ヲ為シタル者
第二百三十三条	定款	規約
第二百三十七条ノ三	取締役及監査役	執行役員及監督役員
	株主	投資口ノ引受ヲ為シタル者
第二百三十七条ノ四第一	定款	規約

項	第二百三十八条	取締役ノ提出シタル書類及監査役ノ報告書	執行役員ノ提出シタル報告書
第二百三十九条第五項	取締役	執行役員	
第二百三十九条第六項	株主	投資主	
第二百四十四条第三項	取締役	執行役員	
第二百四十四条第四項	子会社ノ書類（子会社が有限会社ナルトキ八有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲グル書類）	子法人（投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項ニ規定スル子法人ヲ謂フ）ノ書類	

第二百四十九条第一項	第二百四十七條第一項			第二百四十四條第四項に おいて準用する第二百六 十三條第四項			第二百四十四條第四項に おいて準用する第二百六 十三條第二項
株主	株主ガ	定款	株主、取締役又ハ監査役	裁判所	株主	親会社	株主
投資主	投資口ノ引受ヲ為シタル者ガ	規約	投資口ノ引受ヲ為シタル者、投資主、執行 役員又ハ監督役員	金融再生委員会	投資主	親法人（投資信託及び投資法人に関する法 律第八十一条第一項二規定スル親法人ヲ謂 フ）	投資主

	取締役又八監査役	執行役員又八監督役員
第二百五十一条	定款	規約

2 法第七十三条第四項の規定において投資法人が設立の際に発行する投資口の引受けをした者について商

法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十九条第四項	総会	創立総会
第二百三十九条ノ二第二項	株式	投資口
第二百四十一条第一項	一株	投資口一口

(設立企画人に関する読替え)

第六十条 法第七十五条の規定において設立企画人について商法の規定を準用する場合における同法の規定

(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

<p>第九十六條において準 五項</p>	<p>第九十六條において準 用する第二百六十七條第 五項</p>	<p>第九十六條において準 用する第二百六十七條第 二項及び第三項</p>	<p>第九十六條において準 用する第二百六十七條第 二項及び第三項</p>	<p>第九十六條において準 用する第二百六十七條第 二項及び第三項</p>	<p>第九十六條において準 用する第二百六十七條第 二項及び第三項</p>	<p>第九十六條において準 用する第二百六十七條第 二項及び第三項</p>	<p>第九十三條第一項、第 百九十四條及び第九十 五條</p>
<p>株主</p>	<p>株主</p>	<p>株主</p>	<p>会社</p>	<p>会社</p>	<p>株主</p>	<p>株式</p>	<p>会社</p>
<p>投資主</p>	<p>投資主</p>	<p>投資主</p>	<p>投資法人</p>	<p>投資法人</p>	<p>投資主</p>	<p>投資口</p>	<p>投資法人</p>

2

法第七十五条の規定において投資法人が設立の際に発行する投資口を募集する場合について商法第百九十八条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

用する第二百六十八条第二項及び第三項並びに第二百六十八条ノ二第一項及び第二項	会社	投資法人
第百九十六条において準用する第二百六十八条ノ二第三項	株主	投資主
第百九十六条において準用する第二百六十八条ノ三第一項	会社 株主	投資法人 投資主

読み替える商法の規定

読み替えられる字句

読み替える字句

第九十八條

株式申込証

投資口申込証

(投資口の質入れに関する読替え)

第六十一條 法第七十八條第六項の規定において投資口の質入れについて商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七條	株券	投資証券
第二百八條	消却、併合、分割、轉換 株主	払戻、併合、分割 投資主
第二百九條第一項	会社	投資法人
	株主名簿	投資主名簿
	株券	投資証券
	利益若八利息ノ配当	金銭ノ分配
第二百九條第三項	会社	投資法人

株主	投資主
株券及端株券	投資証券

(投資主名簿に関する読替え)

第六十二条 法第八十二条第二項の規定において投資主名簿について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについては、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十四条第一項	会社	投資法人
	株主二	投資主二
	株主ノ	投資主ノ
第二百二十四条第三項	株式申込人、株式引受人	投資口ノ申込ヲ為シタル者、投資口ノ引受ヲ為シタル者
第二百二十四条ノ二第一	会社	投資法人
項及び第二項	株主	投資主

項	第二百二十四条ノ三第一	
	会社	投資法人
項	第二百二十四条ノ三第三	
	株主又八 株主若八	投資主又八 投資主若八
項	第二百二十四条ノ三第四	
	会社	投資法人
項	定款	規約

(投資証券に関する読替え)

第六十二条 法第八十二条第五項の規定において投資法人（規約をもって法第八十四条第一項前段の規定による定めをしたものを除く。）の投資証券については、次の表のとおりとする。

る当該規定に係る技術的読替えについては、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

第二百二十六条ノ二第一項	株主	投資主
第二百二十六条ノ二第二項	定款	規約
第二百二十六条ノ二第二項	株主名簿	投資主名簿
第二百二十六条ノ二第二項	株主二	投資主二
第二百二十六条ノ二第四項及び第五項	株主	投資主

(投資口の併合に関する読替え)

第六十四条 法第八十五条第二項の規定において同条第一項の場合について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについては、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十四条第二項	株券	投資証券
第二百十五条第一項	株券及端株券	投資証券
並二		及

		株主及株主名簿	投資主及投資主名簿
第二百十五條第三項及び 第四項	株券	投資証券	
第二百十六條第一項	旧株券又八旧端株券	旧投資証券	
	新株券又八新端株券	新投資証券	

(投資口の併合における端数の処理に関する読替え)

第六十五條 法第八十六條第四項の規定において同條第一項及び第二項の場合について商法第二百十七條第

三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十七條第三項	株券又八端株券	投資証券

(書面による議決権の行使に関する読替え)

第六十六條 法第九十二條第四項の規定において同條第二項の規定により提出された書面について商法第二百三十九條第五項及び第六項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表

のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十九条第五項	取締役	執行役員
第二百三十九条第六項	株主	投資主

(投資主総会に関する読替え)

第六十七条 法第九十四条第一項の規定において投資主総会について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十二条ノ二第一項	取締役	執行役員
第二百三十二条ノ二第二項	株主	投資主
項	取締役	執行役員

第二百三十七條ノ四第一		第二百三十七條ノ三	八十四條第二項	第二百三十七條ノ二第三項において準用する第八十四條第二項	第二百三十七條ノ二第三項	第二百三十七條第三項	第二百三十七條第二項	第二百三十七條第一項	第二百三十三條	
定款	株主	取締役及監査役		取締役及監査役	取締役	会社	株主	取締役	定款	定款
規約	投資主	執行役員及監督役員		執行役員及監督役員	執行役員	投資法人	投資主	執行役員	規約	規約

項	第二百三十九條ノ二第一	第二百三十九條第六項	第二百三十九條第五項	第二百三十九條第二項及 び第四項	第二百三十九條第二項及 び第四項	第二百三十九條第一項	第二百三十八條	項	
会社	株主	株主	取締役	会社	株主	株主	発行済株式ノ總數	定款	取締役ノ提出シタル書類及監 査役ノ報告書
投資法人	投資主	投資主	執行役員	投資法人	投資主	投資主	発行済投資口ノ總口數	規約	執行役員ノ提出シタル書類及監督役員ノ報 告書

		第二百三十九条ノ二第二項	株主	投資主
		第二百四十一条第一項	各株主	各投資主
		第二百四十一条第二項	一株	投資口一口
		第二百四十一条第二項	会社	投資法人
		第二百四十一条第二項	株式	投資口
		第二百四十一条第三項	会社、親会社及子会社又八子会社	投資法人、親法人（投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項ニ規定スル親法人ヲ謂フ以下同ジ）及子法人（同項ニ規定スル子法人ヲ謂フ以下同ジ）又八子法人
会社又八親会社ノ株式				投資法人又八親法人ノ投資口

第二百四十四条第三項	取締役	執行役員
第二百四十四条第四項	子会社ノ 書類（子会社ガ有限会社ナル トキハ有限会社法第四十一条 ニ於テ準用スル同項ニ掲グル 書類）	子法人ノ 書類
第二百四十四条第四項に おいて準用する第二百六 十三条第二項	株主及会社	投資主及投資法人
第二百四十四条第四項に おいて準用する第二百六 十三条第四項	親会社 株主 裁判所	親法人 投資主 金融再生委員会
第二百四十七条第一項	株主	投資主

第二百四十九條第一項	株主	投資主
	会社	投資法人
第二百四十七條第二項に おいて準用する第二百五條 第四項及び第九條第二 項	会社	投資法人
	取締役又八監査役	執行役員又八監督役員
第二百五十一條	定款	規約
	取締役又八監査役	執行役員又八監督役員

(執行役員に関する読替え)

第六十八條 法第九十九條第一項の規定において執行役員について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百六十三条第一項	第二百五十八条第二項	第二百五十八条第一項		第二百五十七条第三項		第二百五十七条第一項		第二百五十四条ノ三	第二百五十四条第三項	第七十八条第二項	第七十八条第一項	読み替える商法の規定
株主名簿若八社債原簿若八其	本店及支店	定款	株主總會	定款	会社	株主總會	会社	定款	会社	合名会社	会社ノ	読み替えられる字句
投資主名簿若八投資法人債原簿又八其ノ複	本店	規約	投資主總會	規約	投資法人	投資主總會	投資法人	規約	投資法人	投資法人	投資法人ノ	読み替える字句

第二百六十三條第二項		ノ複本又ハ端株原簿			本
第二百六十三條第四項		株主及会社 株主 親会社	投資主及投資法人 投資主 親法人（投資信託及び投資法人に関する法律第八十一條第一項ニ規定スル親法人ヲ謂フ）	株主 親会社	投資主 親法人（投資信託及び投資法人に関する法律第八十一條第一項ニ規定スル親法人ヲ謂フ）
第二百六十六條第三項 ノキハ有限会社法第二十八條 第一項ニ掲グル書類）		株主 親会社 トキハ有限会社法第二十八條 第一項ニ掲グル書類）	投資主 親法人（投資信託及び投資法人に関する法律第八十一條第一項ニ規定スル親法人ヲ謂フ）	株主 親会社 トキハ有限会社法第二十八條 第一項ニ掲グル書類）	投資主 親法人（投資信託及び投資法人に関する法律第八十一條第一項ニ規定スル親法人ヲ謂フ）

2

法第九十九條第一項の規定において法第六十六條第三項において準用する商法第六十七條ノ二に規定

する執行役員ノ職務を代行する者について同法第七十條ノ二の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句
第七十条ノ二	会社
	投資法人

(監督役員に関する読替え)

第六十九条 法第四百四条の規定において監督役員について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七十四条ノ三第一項	親会社	親法人(投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項ニ規定スル親法人ヲ謂フ)
	子会社二	子法人(同項ニ規定スル子法人ヲ謂フ以下此ノ条ニ於テ同ジ)ニ
	子会社ノ	子法人ノ
第二百七十四条ノ三第二	子会社	子法人

項	第二百七十五条	取締役	執行役員
項	第二百七十五条ノ二第一	定款 株主総会	規約 投資主総会
項	第二百七十五条ノ二第二	取締役	執行役員
項		定款 会社	規約 投資法人

(役員会に関する読替え)

第七十条 法第百八条第一項の規定において役員会について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

第二百五十九条ノ二	各取締役及各監査役	各執行役員及各監督役員
	定款	規約
第二百五十九条ノ三	取締役及監査役	執行役員及監督役員
第二百六十条ノ二第一項	定款	規約
第二百六十条ノ四第二項	取締役及監査役	執行役員及監督役員
第二百六十条ノ四第三項	取締役	執行役員
第二百六十条ノ四第四項	会社ノ債権者	投資法人ノ債権者
	取締役又ハ監査役	執行役員又ハ監督役員

(執行役員及び監督役員に関する読替え)

第七十一条 法第一百条の規定において執行役員及び監督役員について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十八条第二項及	株主	投資主

2

法第百十条の規定において法第百九条第一項の規定による執行役員又は監督役員の責任について商法第
二百六十七条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

び第三項並びに第二百六十八条ノ二第一項及び第二項	会社	投資法人
第二百六十八条ノ二第三項	株主	投資主
第二百六十八条ノ三第一項	会社 株主	投資法人 投資主
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十七条第一項	株式 株主	投資口 投資主
	会社 株主	投資法人

第二百六十七條第二項及 び第三項	会社	投資法人
	株主	投資主
第二百六十七條第五項	株主	投資主

3 法第百十條の規定において投資法人について商法第二百七十一條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百七十二條	読み替える商法の規定			読み替えられる字句	読み替える字句
	取締役	取締役	執行役員	執行役員	
	定款	定款	規約	規約	
	株式	株式	投資口	投資口	
	株主	株主	投資主	投資主	

4 法第百十條の規定において監督役員について商法第二百七十五條ノ四の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

第二百七十五条ノ四	
取締役	会社
執行役員	投資法人

(一般事務受託者に関する読替え)

第七十二条 法第百十二条第三項の規定において同条第一項及び第二項の規定による一般事務受託者の責任について商法第二百六十七条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句						読み替える字句
第二百六十七条第一項	株式	株主	会社	株主	会社	投資口	投資主
第二百六十七条第二項及び第三項	株主	会社	株主	会社	株主	投資法人	投資主
第二百六十七条第五項	株主	株主	株主	株主	株主	投資主	投資主

2 法第百十三條第三項の規定において一般事務受託者について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十八條第二項及び第三項並びに第二百六十八條ノ二第一項及び第二項	株主 会社	投資主 投資法人
第二百六十八條ノ二第三項	株主	投資主
第二百六十八條ノ三第一項	会社 株主	投資法人 投資主

(会計監査人に関する読替え)

第七十三條 法第百十九條の規定において投資法人の会計監査人について株式会社の監査等に関する商法の

特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第六条第一項、第六条の二第二項及び第三項並びに第六条の三</p>	<p>株主総会</p>	<p>投資主総会</p>
<p>第六条の四第一項</p>	<p>定款</p>	<p>規約</p>
<p>第七条第三項</p>	<p>子会社に</p>	<p>子法人（投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項に規定する子法人をいう。以下この項において同じ。）に</p>
	<p>子会社の</p>	<p>子法人の</p>

第十七条第二項

定時総会

投資主総会

(投資法人が成立後に発行する投資口等に関する読み替え)

第七十四条 法第二百一十三条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十六条	発起人	執行役員
第二百八十条ノ十七第二項	株券及端株券	投資証券
第二百八十条ノ十八第一項及び第二項	株主及株主名簿	投資主及投資主名簿
	株主	投資主
第二百八十条ノ十八第三項において準用する第二	株主名簿	投資主名簿
	株券	投資証券

百九条第一項

2 法第二百二十三条第一項の規定において執行役員について商法第七十五条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十五条第四項	株式申込証	投資口申込証

3 法第二百二十三条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口の発行価額の払込みについて商法第七十七条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十七条第二項	株式申込証	投資口申込証

4 法第二百二十三条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口の引受けをした者について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十条ノ九第一項	株主	投資主
第二百八十条ノ十一第一項	取締役	執行役員
第二百八十条ノ十一第二項	株式	投資口
第二百八十条ノ十一第二項において準用する第二百六十七条第一項	株主	投資主
第二百八十条ノ十一第二項において準用する第二百六十七条第二項、第三項及び第五項、第二百六十八條第二項及び第三項、第二百六十八條ノ二並	株主	投資主

びに第二百六十八条ノ三 第一項	
第二百八十条ノ十二	株主 投資主

5 法第二百二十三条第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口の発行の無効について商法第

二百八十条ノ十五の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十条ノ十五第二 項	株主、取締役又ハ監査役	投資主、執行役員又ハ監督役員

(基準純資産額を算定するため最低純資産額に加える額)

第七十五条 法第二百二十四条第一項第三号に規定する政令で定める額は、五千万円とする。

(違法に払戻しを受けた者の責任に関する読替え)

第七十六条 法第二百二十七条第二項の規定において同条第一項の支払を求める訴えについて商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

項	第二百六十八条ノ二第三 二項	十八条ノ二第一項及び第 二項	び第三項並びに第二百六 十八条ノ二第一項及び第 二項	第二百六十八条第二項及 び第三項並びに第二百六 十八条ノ二第一項及び第 二項	第二百六十七條第五項	第二百六十七條第二項及 び第三項	第二百六十七條第二項及 び第三項	第二百六十七條第一項	読み替える商法の規定	読み替えられる字句
	株主	会社	株主	株主	株主	会社	会社	株主	株式	読み替えられる字句
	投資主	投資法人	投資主	投資主	投資主	投資法人	投資法人	投資主	投資口	読み替える字句

第二百六十八条ノ三第一	
会社	投資法人
株主	投資主

(計算書類等の閲覧等に関する読替え)

第七十七条 法第三百二十二条第二項の規定において同条第一項の場合について商法第二百八十二条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百八十二条第三項	読み替える商法の規定	
	読み替えられる字句	読み替える字句
親会社	親会社	親法人(投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項二規定スル親法人ヲ謂フ)
	子会社ノ書類(子会社が有限会社ナルトキ八有限会社法第四十三条ノ二第一項二掲グル書類)	子法人(同項二規定スル子法人ヲ謂フ)ノ書類

(親法人の投資主に関する読替え)

第七十八条 法第三百三十八条第四項の規定において親法人の投資主について商法第二百九十三条ノ八の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百九十三条ノ八第一項	子会社	子法人(投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項二規定スル子法人ヲ謂フ)

(計算に関する読替え)

第七十九条 法第三百三十九条第一項の規定において投資法人について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十六条ノ五	社債	投資法人債

第二百八十七条	社債権者 社債ノ募集 社債償還	投資法人債権者 投資法人債ノ募集 投資法人債償還
第二百九十三条	利益又ハ利息ノ配当 各株主 株式ノ数	金銭ノ分配 各投資主 投資口ノ口数
第二百九十四条第一項	定款 発行済株式ノ総数 株式ヲ 株主	規約 発行済投資口ノ総口数 投資口ヲ 投資主
第二百九十四条第二項	子会社	子法人（投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項ニ規定スル子法人ヲ謂フ）

<p>第二百九十四条ノ二第一項及び第二項</p>	<p>株主</p>	<p>投資主</p>
<p>第二百九十四条ノ二第四項において準用する第二百六十七条第一項</p>	<p>株式 株主</p>	<p>投資口 投資主</p>
<p>第二百九十四条ノ二第四項において準用する第二百六十七条第二項、第三項及び第五項、第二百六十八条第二項及び第三項、第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三第一項</p>	<p>株主</p>	<p>投資主</p>

(投資法人債の発行の最低価額を定めた場合に関する読替え)

第八十条 法第三百二十九条の四第四項の規定において投資法人債の発行の最低価額を定めた場合について商法第三百一条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百一条第四項	社債申込証	投資法人債申込証

(投資法人債管理会社に関する読替え)

第八十一条 法第三百二十九条の五第七項の規定において投資法人債管理会社について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百九十七条ノ三第一項及び第二項	社債権者 社債ノ	投資法人債権者 投資法人債ノ
第三百九条ノ四	社債権者ト	投資法人債権者ト

	社債権者ノ 社債権者集会	投資法人債権者ノ 投資法人債権者集会
第三百九条ノ五及び第三 百十一条	社債権者	投資法人債権者
第三百十一条ノ二第一項	社債権者集会 社債権者二	投資法人債権者集会 投資法人債権者二
第三百十一条ノ二第二項	社債ヲ発行シタル会社 社債ノ	投資法人債ヲ発行シタル投資法人 投資法人債ノ
第三百十二条第一項	社債権者 社債ヲ発行シタル会社及社債 権者集会	投資法人債権者 投資法人債ヲ発行シタル投資法人及投資法 人債権者集会
第三百十二条第二項	社債ヲ発行シタル会社 社債権者	投資法人債ヲ発行シタル投資法人 投資法人債権者

第三百十二條	社債ヲ発行シタル会社又ハ社債権者集会	投資法人債ヲ発行シタル投資法人又ハ投資法人債権者集会
第三百十四條第一項及び第二項	社債ヲ発行シタル会社 社債ノ 社債権者集会	投資法人債ヲ発行シタル投資法人 投資法人債ノ 投資法人債権者集会

(投資法人債に関する読替え)

第八十二條 法第三百二十九條の六第一項の規定において投資法人債が二以上の者の共有に属する場合について商法第二百三條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三條第二項及び第三項	株主	投資法人債権者

2 法第三百二十九條の六第一項の規定において投資法人債の応募者又は投資法人債権者に対する通知及び催告について商法第二百二十四條第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次

の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十四条第一項	株主名簿	投資法人債原簿

3 法第三百二十九条の六第一項の規定において投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理会社、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会について商法第三百三条及び第三百六条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百三条及び第三百六条第二項	取締役	執行役員

4 法第三百二十九条の六第一項の規定において投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理会社、投資法人債原簿若しくは投資法人債権者集会について商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）第六十一条の規定を準用する場合における当該

規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法中改正法律施行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十一条	定款	規約

(投資法人債に関する法令の適用)

第八十三条 法第三百三十九条の六第二項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。同法第四条第二項、第三十二条、第三十四条及び第八十二条第三項を除く。）、信託法（大正十一年法律第六十二号）及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件（大正十一年勅令第五百十九号）並びに社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債申込証、投資法人債管理会社、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社、株主、社債権者、社債券、社債申込証、社債管理会社、社債原簿又は社債権者集会和みなす。この場合において、次の表の上欄に掲

げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法令の規定	担保附社債信託法（以下この表において「担保法」という。）第二条第二項	読み替えられる字句	商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条	読み替える字句	投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条の三
担保法第四条第一項	<ul style="list-style-type: none"> 一 動産質 二 証書アル債権質 二ノ二 株式質 三 不動産抵当 四 船舶抵当 四ノ二 自動車抵当 	<ul style="list-style-type: none"> 一 証書アル債権質 二 株式質 三 不動産抵当 			

四ノ三	航空機抵当
四ノ四	建設機械抵当
五	鉄道抵当
六	工場抵当
七	鉱業抵当
八	軌道抵当
九	運河抵当
十	漁業財団抵当
十一	自動車交通事業抵当
十一ノ二	道路交通事業抵当
十二	港湾運送事業抵当
十三	観光施設財団抵当
十四	企業担保

担信法第十九条	左ノ事項	左ノ事項（第十号ニ掲ゲタル事項ヲ除ク）
担信法第二十二條第一項	商法第三百一條第二項及第三項、第三百四十一條ノ三並ニ第三百四十一條ノ十二ニ掲ゲタルモノ	投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九條の四第二項ニ掲ゲタルモノ
担信法第二十二條第二項	商法第三百一條第二項第三号乃至第八号、第十号及第十五号、第三百四十一條ノ三並ニ第三百四十一條ノ十二	投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九條の六第二項第四号乃至第七号及第十一号乃至第十四号
担信法第三十五條	商法第三百六條第二項、第三百四十一條ノ三及第三百四十一條ノ十二ニ掲ゲタルモノ	投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九條の六第一項ニ於テ準用スル商法第三百六條第二項ニ掲ゲタルモノ
担信法第四十條第一項	商法第三百十七條、第三百四	投資信託及び投資法人に関する法律第百三

	<p>十一條ノ三及第三百四十一條ノ十二に掲ゲタルモノ</p>	<p>十九條の六第一項ニ於テ準用スル商法第三百十七條二掲ゲタルモノ</p>
<p>担信法第五十八條</p>	<p>及商法</p>	<p>、投資信託及び投資法人に関する法律及同法ニ於テ準用スル商法</p>
<p>担信法第五十九條第二項</p>	<p>商法第三百二十條第三項及第六項（同法第三百二十一條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ第三百二十二條第一項及第二項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第三百十九條の六第一項ニ於テ準用スル商法第三百二十條第三項及第六項（同法第三百二十一條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ第三百二十二條第一項及第二項</p>
<p>担信法第六十條</p>	<p>商法第三百二十四條</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第三百十九條の六第一項ニ於テ準用スル商法第三百二十四條</p>
<p>担信法第六十一條第三項</p>	<p>商法第三百三十九條第二項及</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第三百三</p>

			第四項
担信法第六十二条	商法第三百三十条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条の六第一項ニ於テ準用スル商法第三百三十九条第二項及第四項	
担信法第六十五条	商法第三百三十条第一項本文	投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条の六第一項ニ於テ準用スル商法第三百三十条第一項	
担信法第八十二条第二項	商法第三百九条第二項	投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条の五第二項	
担信法第八十三条第一項	付与セラレタル執行力アル正本ニ基キ担保物ニ付強制執行ヲ為シ担保権ノ実行トシテノ	担保権ノ実行トシテノ競売ノ申立ヲ為スコトヲ得	

社債等登録法施行令第六	担信法第九十一条第三項 及び第九十二条第三項	担信法第九十一条第一項 及び第九十二条第一項	担信法第八十九条第二項	
商法（明治三十二年法律第四	商法第三百三十六條第二項	商法第三百三十六條第一項	商法第三百九條ノ四	競売ノ申立ヲ為シ又ハ企業担 保権ノ実行ノ申立ヲ為スコト ヲ得
投資信託及び投資法人に関する法律第百三	投資信託及び投資法人に関する法律第百三 十九條の六第一項ニ於テ準用スル商法第三 百三十六條第二項	投資信託及び投資法人に関する法律第百三 十九條の六第一項ニ於テ準用スル商法第三 百三十六條第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第百三 十九條の五第七項ニ於テ準用スル商法第三 百九條ノ四	

十二條

十八号) 第三百二十條第五項
及第三百二十一條第二項

十九條の六第一項ニ於テ準用スル商法(明治三十二年法律第四十八号) 第三百二十條
第五項及第三百二十一條第二項

(投資口の払戻しに係る規約の変更に関する読替え)

第八十四條 法第四百十一條第一項の規定において規約を変更して投資口の払戻しの請求に応じないこととする場合について商法第三百四十九條の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三百四十九條第二項に	第三百四十九條第一項				読み替える商法の規定
	株主総会				読み替えられる字句
	会社	投資法人	株主八	投資主八	読み替える字句
	株式	投資口	株式	投資口	読み替える字句
	株式ノ額面無額面ノ別、種類				投資口ノ口数

<p>において準用する第二百四十五條ノ三第一項</p>	<p>及数</p>
<p>第三百四十九條第二項において準用する第二百四十五條ノ三第五項</p>	<p>株券</p>
	<p>投資証券</p>

(最低純資産額を減少させることを内容とする規約の変更に関する読替え)

第八十五條 法第四百二十二條第一項の規定において規約の変更の決議であつて最低純資産額を減少させることを内容とするものについて商法第百條及び第三百七十六條第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える商法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第百條第一項及び第三項</p>	<p>会社八</p>	<p>投資法人八</p>
<p>第三百七十六條第三項</p>	<p>社債権者ガ</p>	<p>投資法人債権者ガ</p>
	<p>社債権者集会</p>	<p>投資法人債権者集会</p>

社債権者ノ	投資法人債権者ノ
-------	----------

(解散に関する読替え)

第八十六条 法第四百四十四条の規定において投資法人について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十八条第一項	株主	投資主
第五十八条第二項及び第五十九条第一項	株主	投資主
第四百六条ノ二第一項	発行済株式ノ総数	発行済投資口ノ総口数
	株式ヲ	投資口ヲ
	株主	投資主
	定款	規約

2 法第四百四十四条の規定において執行役員について商法第四百七条の規定を準用する場合における当該規

定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定		読み替えられる字句		読み替える字句	
第四百七条		会社	株主	投資法人	投資主
読み替えられる商法の規定		読み替えられる字句		読み替える字句	
株主		通知ヲ発シ且端株券ヲ発行シタル場合ニ於テハ之ヲ公告スル		通知ヲ発スル	

(合併に関する読替え)

第八十七条 法第五十条第一項の規定において投資法人について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定		読み替えられる字句		読み替える字句	
第五十六条第三項		代表スベキ社員又ハ取締役		ノ執行役員規約	
読み替える商法の規定		読み替えられる字句		読み替える字句	
定款		代表スベキ社員又ハ取締役		ノ執行役員規約	

第四百八条第一項	株主総会			投資主総会
第四百八条ノ二第一項	取締役	執行役員		
第四百八条ノ二第二項	株主二	投資主二		
第四百八条ノ三第一項	株主 株主総会	投資主 投資主総会		
	株主八	投資主八		
	株式	投資口		
第四百八条ノ三第二項に おいて準用する第二百四 十五条ノ三第一項	株式ノ額面無額面ノ別、種類 及数	投資口ノ口数		
第四百八条ノ三第二項に おいて準用する第二百四	株券	投資証券		

十五条ノ三第五項	
第四百十二条第一項	定款
第四百十六条第二項において準用する第三百七十六條第三項	社債権者ガ
	社債権者集会
	社債権者ノ
	投資法人債権者ガ
	投資法人債権者集会
	投資法人債権者ノ
	規約

2 法第百五十条第一項の規定において投資口を併合しない場合において合併によって消滅する投資法人の投資口を目的とする質権について商法第二百八条及び第二百九条第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八条	株主	投資主
第二百九条第三項	株主	投資主
	株券及端株券	投資証券

3 法第百五十条第一項の規定において執行役員について商法第四百十四条ノ二の規定を準用する場合にお

ける当該規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百十四条ノ二第一項	会社	投資法人
第四百十四条ノ二第二項 において準用する第四百 八条ノ二第二項	株主	投資主

（清算に関する読替え）

第八十八条 法第六十三条第一項の規定において投資法人の清算について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十四条第一項並び	清算人	清算執行人

第四百二十九条		第四百二十六条		第四百二十五条		第四百二十四条第二項		第四百二十二条第一項及び第四百二十三条		第三百三十一条		同条第三項において準用する民法第八十一条第一項及び第二項
清算人	株主総会	清算人	株式ノ数	株主	株主	株主	株主	清算人	社員	清算人		
清算執行人	投資主総会	清算執行人	投資口ノ口数	投資主	投資主	投資主	投資主	清算執行人	投資主	清算執行人		

2 法第六百六十二条第一項の規定において清算執行人について法の規定（当該規定において準用する商法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十七条第三項	役員会	清算人会
第三百二十八条第三項	執行役員	清算執行人
第九十四条第一項において準用する商法第二百三十八条	監督役員	清算監督人

3 法第六百六十三条第一項の規定において清算監督人について法の規定（当該規定において準用する商法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十条第二項	執行役員	清算執行人
第一百一条第四号	執行役員	執行役員及び清算執行人

<p>第百一条第六号</p>	<p>又は執行役員</p>	<p>、執行役員又は清算執行人</p>
<p>第百二条及び第百三条並びに第百四条において準用する商法第二百七十五条及び第二百七十五条ノ二</p>	<p>執行役員</p>	<p>清算執行人</p>
<p>第百十条第一項において準用する商法第二百七十五条ノ四</p>	<p>執行役員 第百十条</p>	<p>清算執行人 第百六十二条第一項ニ於テ準用スル同法第百十条</p>

4 法第百六十二条第一項の規定において清算人会について法の規定を準用する場合における法の規定（当

該規定において準用する商法の規定を含む。）に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第百六条第一項及び第二</p>	<p>執行役員</p>	<p>清算執行人</p>

項	役員会招集権者	清算人会招集権者
第百六条第三項	監督役員	清算監督人
	執行役員	清算執行人
	役員会招集権者	清算人会招集権者
第百六条第四項	役員会	清算人会
	執行役員又八監督役員	清算執行人又八清算監督人
第百七条	執行役員	清算執行人
第百八条第一項	執行役員及監督役員	清算執行人及清算監督人
第百八条第一項において 準用する商法第二百五十 九条ノ二	各執行役員及各監督役員	各清算執行人及各清算監督人
第百八条第一項において 準用する商法第二百五十	執行役員及監督役員	清算執行人及清算監督人

5

法第百六十三條第一項の規定において清算執行人及び清算監督人について法の規定（当該規定において準用する商法の規定において準用する法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>九条ノ三及び第二百六十条ノ四第二項</p>		
<p>第百八条第一項において準用する商法第二百六十条ノ四第三項</p>	<p>執行役員</p>	<p>清算執行人</p>
<p>第百八条第一項において準用する商法第二百六十条ノ四第四項</p>	<p>執行役員又ハ監督役員</p>	<p>清算執行人又ハ清算監督人</p>
<p>第百八条第二項</p>	<p>執行役員</p>	<p>清算執行人</p>
<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第百九条第二項及び第百</p>	<p>役員会</p>	<p>清算人会</p>

十条において準用する商
法第二百六十六条ノ三第
三項において準用する第
百九条第二項

6 法第百六十二条第一項の規定において投資法人の設立の無効について商法第四百二十八条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定 第四百二十八条第二項	読み替えられる字句 株主、取締役又ハ監査役	読み替える字句 投資主、執行役員又ハ監督役員
--------------------------	--------------------------	---------------------------

7 法第百六十三条第一項の規定において、法第百七十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二に規定する清算執行人の職務を代行する者について同法第七十条ノ二の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定 第七十条ノ二	読み替えられる字句 会社	読み替える字句 投資法人
----------------------	-----------------	-----------------

(特別清算に関する読替え)

第八十九条 法第六十四条第四項の規定において投資法人の特別清算について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法及び破産法(大正十一年法律第七十一号)の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十三条第一項	破産手続及企業担保権ノ実行 手続	破産手続
第三百八十三条第二項	仮差押、仮処分若八企業担保 権ノ実行	仮差押若八仮処分
	仮差押、仮処分及企業担保権 ノ実行手続	仮差押及仮処分
第四百三十四条	株主	投資主
第四百三十八条第二項に	清算人	清算執行人

<p>において準用する第四百一十三条第二項</p>		
<p>第四百四十二条第一項において準用する第二百四十四条第二項</p>	<p>取締役</p>	<p>清算執行人及清算監督人</p>
<p>第四百五十一条において準用する第四百四十七条及び第四百四十九条</p>	<p>清算人</p>	<p>清算執行人</p>
<p>第四百五十四条第一項 第四百五十六条において準用する第三百九十九条</p>	<p>株主 、整理委員、監督員又八管理人</p>	<p>投資主 又八監査委員</p>
<p>第四百五十六条において準用する破産法第二百三</p>	<p>破産管財人</p>	<p>清算執行人</p>

条及び第二百四條

(投資法人の設立の登記に関する読替え)

第九十條 法第六十六條第三項の規定において投資法人について商法第六十一條及び第六十六條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十一條	本編	投資信託及び投資法人に関する法律第三編
第六十六條第一項	第六十四條第一項ニ掲グル事項ヲ登記シ其ノ支店ヲ移転シタルトキ八旧所在地ニ於テハ三週間内ニ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ四週間内ニ第六十四條第一項ニ掲グル事項	投資信託及び投資法人に関する法律第六十六條第二項ニ掲グル事項

第六十六条第二項	本店又八支店	本店
----------	--------	----

2 法第六十六条第三項の規定において執行役員及び監督役員について商法第六十七条ノ二の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十七条ノ二	本店及支店	本店

(清算執行人等の登記に関する読替え)

第九十一条 法第七十三条第三項の規定において清算執行人及び清算監督人について商法第六十七条ノ二の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十七条ノ二	本店及支店	本店

(投資法人の特別清算終結の決定等に関する読替え)

第九十二条 法第七十四条第二項の規定による投資法人の特別清算終結の決定又は投資法人の特別清算開始の命令を取り消す決定が確定した場合について商法第三百八十七条第一項の規定を準用する場合におけ

る当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十七条第一項	本店及支店	本店

(非訟事件手続法の規定の読替え)

第九十三条 法第百八十五条第一項の規定において投資法人について非訟事件手続法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事件手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十六条第一項	商法(明治三十二年法律第四十八号)第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十条第四項、第七百七十八条、	投資信託及び投資法人に関する法律第一百四十四条ニ於テ準用スル商法第五十八条ノ規定、投資信託及び投資法人に関する法律第九十九条第一項又八第百六十三条第一項二

第二百四十四条ノ四第一項、第二百十七條第二項、第二百三十七條第二項、第二百四十五條七條第二項、第二百四十六條ノ三第三項、第二百四十八條第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第四項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ十八第二項及ビ第二百八十二条第三項、其準用規定、同法第一百五十三條第二項、第七十三條第一項、第一百八十一条第一項、第二百三十七條ノ二、第二百六十條	於テ準用スル商法第七十條ノ二第一項但書ノ規定、投資信託及び投資法人に関する法律第四百一条第一項ニ於テ準用スル商法第三百四十九條第二項又ハ投資信託及び投資法人に関する法律第五百十條第一項ニ於テ準用スル商法第四百八條ノ三第二項ニ於テ準用スル同法第二百四十五條ノ三第三項ノ規定及ビ投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十三條第一項ニ於テ準用スル商法第二百八十条ノ十八第二項ノ規定
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ノ四第四項、第二百八十條ノ
八第一項、第二百九十一條第
二項、第二百九十三條ノ八第
一項及び第二百九十四條、有
限会社法（昭和十三年法律第
七十四号）第八條第一項但書
、第十二條ノ二第一項、第二
十八條ノ二第一項、第四十四
條ノ三第一項、第四十五條及
び第五十二條ノ三第一項並ニ
株券等の保管及び振替に關す
る法律（昭和五十九年法律第
三十号）第三十二條第七項

<p>第二百二十六条第二項</p>	<p>商法第一百十一条第三項及ビ其 準用規定</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百五 十条第二項ニ於テ準用スル商法第百十一条 第三項</p>
<p>第二百二十二条ノ五第一項</p>	<p>商法第七十条ノ二第一項但書 (同法第百四十七条及ビ第二 百七十一条ニ於テ準用スル場 合ヲ含ム)</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第九 九条第一項又ハ第百六十三条第一項ニ於テ 準用スル商法第七十条ノ二第一項但書</p>
<p>第二百二十二条ノ五第二項</p>	<p>業務代行者又ハ職務代行者</p>	<p>執行役員又ハ清算執行人ノ職務ヲ代行スル 者</p>
<p>第二百二十二条ノ六第一項</p>	<p>商法第二百四十五条ノ三第三 項(同法第三百四十九条第二</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百四 十一条ニ於テ準用スル商法第三百四十九条</p>

	<p>項、第三百五十五条第二項（同法第三百七十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百五十八条第七項、第四百八条ノ三第二項及び第四百十三条ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>	<p>第二項ニ於テ準用スル同法第二百四十五条ノ三第三項ノ規定及び投資信託及び投資法人に関する法律第一百五十一条ニ於テ準用スル同法第四百八条ノ三第二項ニ於テ準用スル同法第二百四十五条ノ三第三項</p>
<p>第三百二十二条ノ六第二項</p>	<p>取締役</p>	<p>執行役員</p>
<p>第三百二十二条ノ二第一項</p>	<p>株主</p>	<p>投資主</p>
<p>第三百二十二条ノ三第一項</p>	<p>商法</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第二百一十二条第一項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第三百二十二条ノ三第二項</p>	<p>取締役及び監査役</p>	<p>執行役員及び監督役員</p>
<p>第三百二十二条ノ三第一項</p>	<p>総株主</p>	<p>総投資主</p>

<p>において準用する第百二十九条ノ二</p>		
<p>第百三十四条第一項、第百三十四条ノ三及び第百三十四条ノ四</p>	<p>商法</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百四十四條ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第百三十五条</p>	<p>本店及び支店</p>	<p>本店</p>
<p>第百三十五条ノ二第一項 において準用する第百二十九条ノ三</p>	<p>取締役及び監査役</p>	<p>執行役員及び監督役員</p>
<p>第百三十五条ノ四第一項 及び第百三十五条ノ五</p>	<p>商法</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百四十四條ニ於テ準用スル商法</p>

<p>第三百二十五条ノ六及び第三百三十五条ノ七において準用する第三百三十五条ノ六</p>	<p>本店及び支店</p>	<p>本店</p>
<p>第三百二十五条ノ七</p>	<p>株式交換、株式移転又ハ合併</p>	<p>合併</p>
<p>第三百二十五条ノ八</p>	<p>商法第一百一十一条第三項（同法第四百七十七条及び第四百十五条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第一百五十二条第二項ニ於テ準用スル商法第一百一十一条第三項</p>
<p>第三百二十九条</p>	<p>本店及び支店</p>	<p>本店</p>
<p>第三百二十九条第一号</p>	<p>清算人</p>	<p>清算執行人又ハ清算監督人</p>
<p>第三百二十九条第四号</p>	<p>株式会社ノ取締役、監査役、代表取締役若クハ清算人又ハ</p>	<p>執行役員、監督役員、清算執行人又ハ清算監督人</p>

2 法第百八十五条第一項の規定において投資法人の特別清算について非訟事件手続法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事件手続	読み替えられる字句	読み替える字句
	有限会社ノ取締役、監査役若クハ清算人	
第百二十九条第五号	株式会社又ハ有限会社ノ取締役又ハ監査役	執行役員又ハ監督役員
第百二十九条第六号	株式会社ノ創立總會若クハ株主總會又ハ有限会社ノ社員總會	投資法人ノ創立總會又ハ投資主總會
第百四十条	本法	投資信託及び投資法人に関する法律第百八十五条第一項ニ於テ準用スル本法

	法の規定		
	第三百二十七条	清算人	清算執行人又ハ清算監督人
	第三百二十七条ノ二	第三百三十二条ノ四及ビ第三百三十二条ノ五	第三百三十二条ノ五
		株式会社及ビ有限会社ノ清算人ニ同条ノ規定ハ合名会社及ビ合資会社ノ清算人	清算執行人及ビ清算監督人
	第三百二十七条ノ二において準用する第三百三十二条ノ五第一項	商法第七十条ノ二第一項但書（同法第四百七条及ビ第二百七十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）	投資信託及び投資法人に関する法律第六十三条第一項ニ於テ準用スル商法第七十条ノ二第一項但書
第三百二十八条	清算人	清算人	清算執行人及ビ清算監督人
	裁判所	裁判所又ハ金融再生委員会	

<p>第三百二十八条ノ三</p>	<p>清算人又ハ前条ノ規定ニ依リ 検査ヲ為スベキ者</p>	<p>清算執行人又ハ清算監督人</p>
<p>第三百二十八条ノ三におい て準用する第二百二十九条 の三</p>	<p>取締役及び監査役</p>	<p>執行役員及び監督役員</p>
<p>第三百二十八条ノ四</p>	<p>商法第二百五十五条第四項又ハ 其準用規定</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第六 十三条第一項ニ於テ準用スル商法第二百十 五条第四項</p>
<p>第三百二十八条ノ六</p>	<p>商法第四百二十三条第二項又 ハ其準用規定</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第六 十三条第一項ニ於テ準用スル商法第四百二 十三条第二項</p>
<p>第三百二十八条ノ六におい て準用する第三百三十二条</p>	<p>総発起人又ハ総取締役</p>	<p>総清算執行人</p>

ノ二	第三百三十八条ノ七第一項	商法第四百二十九条又八其準用規定	投資信託及び投資法人に関する法律第百六十三条第一項ニ於テ準用スル商法第四百二十九条
第三百三十八条ノ八第二項	商法	投資信託及び投資法人に関する法律第百六十四条第四項ニ於テ準用スル商法	取締役
第三百三十八条ノ九	商法	投資信託及び投資法人に関する法律第百六十四条第四項ニ於テ準用スル商法	清算執行人
第三百三十八条ノ十	商法	投資信託及び投資法人に関する法律第百六十四条第四項ニ於テ準用スル商法	

<p>第三百二十八条ノ十二</p>	<p>第三百二十八条ノ十一</p>	
<p>商法</p>	<p>商法第四百五十条第二項（同法第四百五十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>	<p>及ビ同法 （同法第四百五十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>
<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六</p>	<p>第四百五十条第二項</p>	<p>並ニ投資信託及び投資法人に関する法律第百六十四条第四項ニ於テ準用スル商法 及ビ投資信託及び投資法人に関する法律第百六十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五十一条ニ於テ準用スル同法第四百五十条第二項</p>

	業務代行者又ハ職務代行者	十四条第四項ニ於テ準用スル商法
<p>第三百三十八条ノ十二において準用する第三百三十二条ノ五第二項</p>		清算執行人
<p>第三百三十八条ノ十三</p>	商法	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六十四條第四項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第三百三十八条ノ十四</p>	清算人	清算執行人
<p>第三百三十八条ノ十四において準用する第三百三十五条ノ六十二</p>	<p>商法第四百三条ニ於テ準用スル破産法第百六十六條</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六十四條第四項ニ於テ準用スル商法第四百三十四條第四項ニ於テ準用スル同法第四百三十二條ニ於テ準用スル破産法第百六十六條及び投資信託及び投資法人に関する法律第百六十四條第六項ニ於テ準用スル破産法第百六</p>

		十六条
<p>第三百三十八条ノ十五</p>	<p>及ビ第三百三十五条ノ五十五乃至第三百三十五条ノ六十</p>	<p>、第三百三十五条ノ五十五乃至第三百三十五条ノ五十七、第三百三十五条ノ五十八第一項及ビ第二項本文、第三百三十五条ノ五十九並ニ第三百三十五条ノ六十</p>
<p>第三百三十八条ノ十五において準用する第三百三十五条ノ三十五第一項</p>	<p>本店及ビ支店</p>	<p>本店</p>
<p>第三百三十八条ノ十五において準用する第三百三十五条ノ三十六及び第三百三十五条ノ三十七第一項</p>	<p>商法</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六十四条第四項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第三百三十八条ノ十五にお</p>	<p>商法</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六</p>

<p>いて準用する第二百三十五 条ノ三十八第二項</p>		<p>十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五 十四条第二項ニ於テ準用スル同法</p>
<p>第二百三十八条ノ十五にお いて準用する第二百三十五 条ノ四十</p>	<p>商法第三百八十六条第一項第 二号</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六 十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五 十四条第一項第二号</p>
<p>第二百三十八条ノ十五にお いて準用する第二百三十五 条ノ四十一第一項</p>	<p>商法第三百八十六条第一項第 三号ノ処分ヲ為ス</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六 十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五 十二条第一項ノ規定ニ依ル検査ヲ命ズル</p>
<p>第二百三十八条ノ十五にお いて準用する第二百三十五 条ノ四十八</p>	<p>商法第三百八十六条第一項第 六号</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六 十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五 十四条第一項第三号</p>
<p>第二百三十八条ノ十五にお いて準用する第二百三十五</p>	<p>商法第三百八十六条第一項第 七号</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六 十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五</p>

<p>条ノ四十九</p>	<p>第三百三十八条ノ十五において準用する第三百三十五条ノ五十</p>	<p>商法第三百八十六条第一項第八号</p>	<p>十四条第一項第四号</p>
<p>第三百三十八条ノ十五において準用する第三百三十五条ノ五十一項</p>	<p>本店及び支店</p>	<p>本店</p>	
<p>第三百三十八条ノ十五において準用する第三百三十五条ノ五十八第一項</p>	<p>第三百三十五条ノ三十八</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第八十五条第一項ニ於テ準用スル第三百三十八条ノ十五ニ於テ準用スル第三百三十五条ノ三十八第二項</p>	

<p>第三百二十八条ノ十五において準用する第三百二十五条ノ五十九</p>	<p>商法第四百二条</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五十五条</p>
<p>第三百二十八条ノ十五において準用する第三百二十五条ノ六十</p>	<p>第三百二十五条ノ五十八第二項 商法第四百二条</p>	<p>第三百二十五条ノ五十八第二項本文 投資信託及び投資法人に関する法律第百六十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五十五条</p>

(法第九十条第一項第二号に規定する政令で定める使用人)

第九十四条 法第九十条第一項第二号に規定する政令で定める使用人は、法人が設立企画人として行う業務に従事する者とする。

(法第九十二条第一項第六号に規定する政令で定める取引)

第九十五条 法第九十二条第一項第六号に規定する取引は、宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引とする。

(法第百九十五条に規定する政令で定める行為)

第九十六条 法第百九十五条に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 投資信託委託業者に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること。
- 二 法第三十四条の第二項の届出をして不動産の管理業務を営む投資信託委託業者に、不動産の管理を委託すること。
- 三 法第三十四条の第二項の届出をして不動産特定共同事業を営む投資信託委託業者に、次に掲げるすべての場合に該当する場合に不動産を譲渡すること。
 - イ 資産運用委託契約の終了に伴うものである場合
 - ロ 不動産が不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的である場合
- 四 法第三十四条の第三項の認可を受けて証券業を営む投資信託委託業者に、次に掲げる取引の委託を行うこと。
 - イ 有価証券の売買
 - ロ 有価証券指数等先物取引

- 八 有価証券オプション取引
 - 二 外国市場証券先物取引
 - ホ 有価証券店頭指数等先渡取引
 - ヘ 有価証券店頭オプション取引
 - ト 有価証券店頭指数等スワップ取引
 - 五 法第三十四条の十第三項の認可を受けて金融先物取引業を営む投資信託委託業者に、金融先物取引等の委託を行うこと。
 - 六 その投資口を投資信託委託業者に取得させること。
 - 七 投資主の保護に欠けるおそれのない場合として総理府令で定める場合に、不動産を投資信託委託業者に賃貸すること。
 - 八 個別の取引ごとにすべての投資主の同意を得て行う取引
 - 九 その他投資主の保護に欠けるおそれのないものとして金融再生委員会の承認を受けて行う取引
- (登録投資法人との取引が禁止される者の範囲)

第九十七条 法第九十五条第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第九十五条第一号に規定する執行役員又は監督役員の親族

二 法第九十五条第二号に規定する投資信託委託業者の取締役若しくは監査役若しくはこれらに類する
役職にある者又は使用人

(法第九十六条第二項に規定する政令で定める行為)

第九十八条 法第九十六条第二項に規定する政令で定める行為は、私募の取扱い及び売買の代理とする。

(投資信託委託業者等が行う投資証券の募集等又は募集の取扱い等に関し証券取引法を準用する場合の読
替え)

第九十九条 法第九十七条の規定において特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等について証券取
引法第三十三条、第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号、第四十二条の二第
一項及び第三項、第四十三条並びに第四十五条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的
読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える証券取引法の

読み替えられる字句

読み替える字句

規定	第三十三条	第四十一条	第四十二条第一項（第二号から第四号まで、第七号及び第八号を除く。）	
業務	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	第三十四条第二項第一号	証券業 有価証券の売買その他の取引 又は有価証券オプション取引
投資証券及び投資法人債券（以下「投資証券等」という。）の募集等又は募集の取扱い等の業務	投資証券及び投資法人債券（以下「投資証券等」という。）の募集等又は募集の取扱い等の業務	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に 係る取引	投資信託及び投資法人に関する法律第三十条の十第一項第一号	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に 係る取引
			投資証券等の募集等又は募集の取扱い等の業務	

<p>若しくは有価証券店頭オプション取引</p>	<p>有価証券の価格又はオプションの対価の額</p>	<p>投資証券等の価格</p>
<p>有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けることをいう。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその受託等</p>	<p>投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引</p>	

有価証券の売買その他の取引	売買の別、	この号、次条第一項第一号及び第四十七条第三項	券店頭デリバティブ取引 有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引	売買の別（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、売買の別に相当するものとして総理府令で定める事項。次号において同じ。）
投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に	売買の別又はこれに相当する取引の別、	この号及び次条第一項第一号	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に 係る取引	売買の別又はこれに相当する取引の別

<p>第四十二条の二第一項</p>	
<p>有価証券の売買その他の取引</p>	<p>又は有価証券指数等先物取引 等（有価証券指数等先物取引 又はこれに係る第二条第八項 第二号若しくは第三号に掲げ る行為をいう。以下同じ。） 、有価証券オプション取引等 （有価証券オプション取引又 はこれに係る同項第二号若し くは第三号に掲げる行為をい う。以下同じ。）若しくは有 価証券店頭デリバティブ取引 等</p>
<p>投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に</p>	<p>係る取引</p>

<p>(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引(以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。)</p>	<p>係る取引</p>
<p>有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有</p>	<p>投資証券等</p>

	<p>有価証券の売買等、外国市場 証券先物取引又は有価証券店 頭デリバティブ取引</p> <p>この条及び第六十五条の二第 六項</p> <p>有価証券の売買その他の取引 等</p> <p>当該有価証券等</p>			<p>投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に 係る取引</p>
<p>第四十二条の二第三項</p>	<p>をいう。以下この条及び第五 十一条第二項において同じ</p>	<p>をいう</p> <p>当該投資証券等</p>		

<p style="text-align: center;">第四十三條</p>	<p style="text-align: center;">業務</p> <p>有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等</p>	<p style="text-align: center;">業務</p> <p>投資証券等の募集等又は募集の取扱い等の業務</p>
<p style="text-align: center;">第四十五條</p>	<p>親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引</p>	<p>利害関係者（設立企画人たる法人の親会社（当該設立企画人の発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に当たる出資口数を有する株式会社又は有限会社を</p>

<p>為 第二條第八項各号に掲げる行</p>	
<p>係る取引</p>	<p>いう。)若しくは子会社(当該設立企画人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半に当たる出資口数を有する場合における当該株式を発行し、又は当該出資に係る払込み若しくは給付を受けた株式会社又は有限会社をいう。)又は投資信託及び投資法人に関する法律第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等である法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。)と投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引</p> <p>投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に</p>

	親法人等又は子法人等が 証券業	利害関係者が 投資証券等の募集等又は募集の取扱い等の 業務
--	--------------------	-------------------------------------

2 法第九十七條の規定において特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等の顧客について証券取引法第四十二條の二第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

規定	読み替える証券取引法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十二條の二第二項	有価証券の売買その他の取引 等	有価証券の売買その他の取引 等	投資証券及び投資法人債券の募集等又は募 集の取扱い等に係る取引
	前項第一号	前項第一号	投資信託及び投資法人に関する法律第九 十七條において準用する前項第一号
	前項第二号	前項第二号	投資信託及び投資法人に関する法律第九

<p>第四十二条の二第四項</p>	<p>前項第三号</p>	<p>十七条において準用する前項第二号</p>
<p>約束が事故</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第九十七条において準用する前項第三号</p>	<p>約束が事故（投資信託及び投資法人に関する法律第九十七条において準用する前項に規定する事故をいう。以下この項において同じ。）</p>

第四章 雑則

（法第二百二十四条の二に規定する政令で定める特定資産）

第百条 法第二百二十四条の二に規定する政令で定める特定資産は、不動産（法第八条第三項第三号に規定する不動産をいう。次条において同じ。）とする。

（関係行政機関の長との協議等）

第百一条 法第二百二十四条の二の政令で定める総理府令は、不動産に関し定められる次に掲げるものとする

る。

- 一 法第八条第三項第四号の総理府令
- 二 法第十五条第一項第六号の総理府令
- 三 法第十五条第二項第五号の総理府令
- 四 法第十六条の二第一項の総理府令
- 五 法第二十八条第一項の総理府令
- 六 法第三十四条の三第一項第八号の総理府令
- 七 法第三十四条の三第二項第五号の総理府令
- 八 法第三十四条の四第一項の総理府令
- 九 法第三十四条の六第一項第二号の総理府令
- 十 法第三十四条の六第一項第四号の総理府令
- 十一 法第三十四条の六第二項の総理府令
- 十二 法第三十四条の十二第四号の総理府令

- 十三 法第三十四条の十四第四号の総理府令
- 十四 法第四十九条の九第一項第八号の総理府令
- 十五 法第四十九条の九第二項第五号の総理府令
- 十六 法第四十九条の十一で準用する法第十六条の二第一項の総理府令
- 十七 法第四十九条の十一で準用する法第二十八条第一項の総理府令
- 十八 法第三百三十三条第一項の総理府令
- 十九 法第二百八条第二項第三号の総理府令
- 二十 法第二百二十六条の総理府令（認可の審査基準、業務方法の変更に係る認可の基準並びに業務の認可及び承認の基準に係るものに限る。）
- 2 法第二百二十四条の二の政令で定める命令その他の処分は、不動産に関し行われる次に掲げるものとする。
 - 一 法第六条の規定に基づく認可
 - 二 法第十条の二の規定に基づく認可

- 三 法第十三条の規定に基づく承認
- 四 法第三十四条の十第三項の規定に基づく認可
- 五 法第三十四条の十一第一項ただし書及び第五項の規定に基づく承認
- 六 法第四十条第一項の規定に基づく命令
- 七 法第四十二条第一項の規定に基づく処分
- 八 法第四十三条の規定に基づく処分
- 九 法第二百十四条の規定に基づく命令
- 十 法第二百十六条の規定に基づく登録の取消し
- 3 法第二百二十四条の二の政令で定める届出は、不動産に関し行われる次に掲げる規定に基づくものとする。
 - 一 法第十条の三
 - 二 法第二十六条第一項
 - 三 法第二十九条

- 四 法第三十一条
- 五 法第三十四条の十第二項
- 六 法第三十八条第一項
- 七 法第四十九条の四第一項
- 八 法第四十九条の十一において準用する法第二十九条
- 九 法第六十九条第一項
- 十 法第九十一条第一項
- 十一 法第九十二条第一項
- 4 内閣総理大臣は、不動産に関し、第一項各号に掲げる総理府令を定める場合には、建設大臣と協議するものとする。
- 5 金融再生委員会は、不動産に関し、第二項に掲げる命令その他の処分を行う場合には、建設大臣と協議するものとする。
- 6 金融再生委員会は、不動産に関し、第三項各号に掲げる規定に基づく届出又は法第八十七条の登録の

申請があつた場合には、建設大臣に通知するものとする。

(権限の委任)

第二百二条 金融庁長官は、総理府令で定めるところにより、法第二百二十五条第一項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

附 則

この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。